

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新

旧

目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 賦課徴収 (第15条～第36条)	第2章 賦課徴収 (第14条の2～第33条)
第3章 文書の様式等 (第37条)	第3章 文書の様式等 (第34条)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(権限の委任)	(権限の委任)
第1条 徴収金 (県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、第7条第9項、第10条及び第34条を除き、以下同じ。)の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所 (以下「 <u>県税事務所</u> 等」という。)の長 (以下「 <u>所長</u> 」という。)に委任する。ただし、神奈川県税条例 (昭和45年神奈川県条例第26号。以下「 <u>条例</u> 」という。)第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該 <u>県税事務所</u> 等の欄に掲げる <u>県税事務所</u> 等の長に、 <u>条例</u> 第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務 (同表の事務の欄に掲げる事務を除く。)は当該証明書の交付の請求を受けた <u>県税事務所</u> の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務 (同欄に掲げる事務を除く。)は当該減免に係る申請書を経由した <u>県税事務所</u> の長に委任する。	第1条 徴収金 (県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第3号、第7条第9項及び第10条を除き、以下同じ。)の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、 <u>県税事務所</u> 又は神奈川県自動車税管理事務所 (以下「 <u>県税事務所</u> 等」という。)の長 (以下「 <u>所長</u> 」という。)に委任する。ただし、神奈川県税条例 (昭和45年神奈川県条例第26号。以下「 <u>条例</u> 」という。)第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該 <u>県税事務所</u> 等の欄に掲げる <u>県税事務所</u> 等の長に、 <u>条例</u> 第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務 (同表の事務の欄に掲げる事務を除く。)は当該証明書の交付の請求を受けた <u>県税事務所</u> の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務 (同欄に掲げる事務を除く。)は当該減免に係る申請書を経由した <u>県税事務所</u> の長に委任する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第739条の5第1項又は第2項 (これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長の同意を得た場合には、当該同意に基づき個人の <u>県民税</u> 、 <u>個人の市町村民税</u> 及び <u>森林環境税</u> に関する事務は、当該市町村の区域を所管する <u>県税事務所</u> の長に委任する。	3 法第48条第1項 又は第2項 (これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長の同意を得た場合には、当該同意に基づき個人の <u>県民税</u> 及び <u>市町村民税</u> に関する事務は、当該市町村の区域を所管する <u>県税事務所</u> の長に委任する。
4 (略)	4 (略)
第1条の2～第2条の2 (略) (<u>徴税吏員の任命</u>)	第1条の2～第2条の2 (略) (<u>徴税吏員の任命</u>)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する事務を処理する職員として、知事が同項の <u>徴税吏員</u> のうちから指定する者は、当該事務に関し、	2 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する事務を処理する職員として、知事が同項の <u>徴税吏員</u> のうちから指定する者は、当該事務に関し、

当該事務を処理すべき県税事務所等の徴税吏員とする。

- (1)・(2) (略)
- (削除)

(3) (略)

(4) 法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の
規定により徴収の引継ぎを受けた徴収金の徴収に関する事務

第4条～第5条 (略)
(書類の經由)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項又は第16条の規定により
知事に提出すべき申出書又は届出書の提出は、当該提出に係る寄附金を受領
する者の事務所又は事業所の所在地(県内に事務所又は事業所を2以上有す
る場合は、次に掲げる事務所又は事業所の所在地)を所管する県税事務所
長(これらの者の事務所又は事業所が県内に所在しない場合は、神奈川県横
浜県税事務所(長)を経由してしなければならない)。

- (1)・(2) (略)

3・4 (略)

(徴収金の納付又は納入)

第7条 (略)

2～8 (略)

9 第1項及び第3項の規定は、法第20条の4第1項の規定により県が嘱託を
受けた他の地方団体の徴収金及び法第739条の5第3項(同条第8項において
準用する場合を含む。)の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収
金について準用する。

第7条の2 (略)

(納付又は納入の委託を受ける有価証券等)

第8条 法第16条の2第1項の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げ
るものとする。

(1) 神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定代理金融機関(以下この条及び
第34条第1項において「指定金融機関等」という。)の指定を受けた銀行
が加入している手形交換所に加している銀行(手形交換所に準ずる制度
を利用して指定金融機関等の指定を受けた銀行と交換決済をすることがで
きる銀行を含む。以下この条において「所在地の銀行」という。)を支払

当該事務を処理すべき県税事務所等の徴税吏員とする。

- (1)・(2) (略)

(3) 法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に
より徴収の引継ぎを受けた徴収金の徴収に関する事務

(4) (略)

(追加)

第4条～第5条 (略)

(書類の經由)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第14条の2第1項又は第14条の3の規定により
知事に提出すべき申出書又は届出書の提出は、当該提出に係る寄附金を受領
する者の事務所又は事業所の所在地(県内に事務所又は事業所を2以上有す
る場合は、次に掲げる事務所又は事業所の所在地)を所管する県税事務所
長(これらの者の事務所又は事業所が県内に所在しない場合は、神奈川県横
浜県税事務所(長)を経由してしなければならない)。

- (1)・(2) (略)

3・4 (略)

(徴収金の納付又は納入)

第7条 (略)

2～8 (略)

9 第1項及び第3項の規定は、法第20条の4第1項の規定により県が嘱託を
受けた他の地方団体の徴収金及び法第48条第3項(同条第8項において
準用する場合を含む。)の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収
金について準用する。

第7条の2 (略)

(納付又は納入の委託を受ける有価証券等)

第8条 法第16条の2第1項の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げ
るものとする。

(1) 神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定代理金融機関(以下この条及び
第15条第1項において「指定金融機関等」という。)の指定を受けた銀行
が加入している手形交換所に加している銀行(手形交換所に準ずる制度
を利用して指定金融機関等の指定を受けた銀行と交換決済をすることがで
きる銀行を含む。以下この条において「所在地の銀行」という。)を支払

人とし、指定金融機関等の指定を受けた銀行名を記載した特定線引の小切手で振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは納付又は納入の委託を受ける徴税吏員の所属する県税事務所等の所長を受取人とする記名式のもの、振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは納付又は納入の委託をする者が所長に取立てのため裏書をしたもの

(2)・(3) (略)

第9条 (略)

(公示送達の方法)

第10条 法第20条の2第1項の公示送達は、公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が囑託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の揭示場に掲示して行うものとする。

第11条～第14条 (略)

第2章 賦課徴収

(削除)

人とし、指定金融機関等の指定を受けた銀行名を記載した特定線引の小切手で振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは納付又は納入の委託を受ける徴税吏員の所属する県税事務所等の所長を受取人とする記名式のもの、振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは納付又は納入の委託をする者が所長に取立てのため裏書をしたもの

(2)・(3) (略)

第9条 (略)

(公示送達の方法)

第10条 法第20条の2第1項の公示送達は、公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が囑託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第48条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の揭示場に掲示して行うものとする。

第11条～第14条 (略)

第2章 賦課徴収

(条例第10条第1項の規定による指定の手続等)

第14条の2 条例第10条第1項に規定する寄附金を受領する者は、当該寄附金について同項の規定による指定を受けようとするときは、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する申出書を知事に提出しなければならぬ。

2 知事は、前項の申出書の提出があつた場合において、申出に係る寄附金が条例第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該寄附金について同項の規定による指定をするものとする。

3 知事は、条例第10条第1項の規定による指定を行った場合は、遅滞なくその旨を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定通知書により当該指定に係る申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の申出書の提出があつた場合において、申出に係る寄附金が条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なくその旨を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定しない旨の通知書により当該申出を行った者に通知するものとする。

5 知事は、条例第10条第1項の規定による指定を行った寄附金が同項各号のいずれにも該当しないことが明らかとなつたときは、同項各号のいずれかに

該当している期間以外の期間について、当該指定を取り消すものとする。

6 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の取消通知書により当該指定の取消しに係る寄附金を受領する者に通知するものとする。

第14条の3 条例第10条第1項の規定による指定を受けた寄附金を受領する者は、前条第1項の申出書の記載内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から1月以内に、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する変更届出書を知事に提出しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法等)

第15条 市町村は、法第42条第3項の規定により個人の県民税に係る徴収金を県に払い込む場合は、払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の徴収金を払い込む場合において、個人の県民税に係る徴収金の額を算定する場合に用いるあん分率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(個人の県民税の徴収状況の報告)

第16条 市町村長は、毎月の個人の県民税の徴収状況を翌月10日までに、個人県民税徴収状況報告書により所長に報告しなければならない。

(削除)

(条例第10条第1項の規定による指定の手続等)

第15条 条例第10条第1項に規定する寄附金を受領する者は、当該寄附金について同項の規定による指定を受けようとするときは、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する申出書を知事に提出しなければならない
い。

2 知事は、前項の申出書の提出があつた場合において、申出に係る寄附金が条例第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該寄附金について同項の規定による指定をするものとする。

3 知事は、条例第10条第1項の規定による指定を行つた場合は、遅滞なくその旨を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定通知書により当該指定に係る申出を行つた者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の申出書の提出があつた場合において、申出に係る寄附金が条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なくその旨を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定しない旨の通知書により当該申出を行つた者に通知するものとする。

5 知事は、条例第10条第1項の規定による指定を行つた寄附金が同項各号のいずれにも該当しないことが明らかとなつたときは、同項各号のいずれかに該当している期間以外の期間について、当該指定を取り消すものとする。

6 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の取消通知書により当該指定の取消しに係る寄附金を受領する者に通知するものとする。

第16条 条例第10条第1項の規定による指定を受けた寄附金を受領する者は、前条第1項の申出書の記載内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から1月以内に、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する変更届出書を知事に提出しなければならない。

<p>(個人)の県民税の過不足額等の報告)</p> <p>第17条 市町村長は、毎年、4月10日までに政令第8条第3項の規定による個人の県民税の過不足額及び清算による払込額を個人県民税清算状況報告書により所長に報告しなければならない。</p> <p>(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>第18条～第33条 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の交付に関する報告)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条～第33条 (略)</p> <p>(個人の県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等)</p> <p>第34条 市町村は、法第739条の4第2項の規定により個人の県民税又は森林環境税に係る徴収金を県に払い込む場合は、払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2. 前項の徴収金を払い込む場合において、個人の県民税又は森林環境税に係る徴収金の額を算定する場合に用いるある分率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、4月から6月までの間に森林環境税に係る徴収金を払い込む場合において、当該徴収金の額を算定するときは、この限りでない。</p> <p>(個人の県民税及び森林環境税の徴収状況の報告)</p> <p>第35条 市町村長は、毎月の個人の県民税及び森林環境税の徴収状況を翌月10日までに、個人県民税及び森林環境税徴収状況報告書により所長に報告しなければならない。</p> <p>(個人の県民税及び森林環境税の過不足額等の報告)</p> <p>第36条 市町村長は、毎年、4月10日までに政令第57条の4の2第3項の規定による個人の県民税及び森林環境税の過不足額及び清算による払込額を個人県民税及び森林環境税清算状況報告書により所長に報告しなければならない。</p>
<p>第3章 文書の様式等</p> <p>第34条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>28 第54号様式の適用については、条例附則第42項に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中</p>	<p>第3章 文書の様式等</p> <p>第37条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>28 第54号様式の適用については、条例附則第42項に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中</p>

均等割額						
所得割額						
計						
内	当該年度の収入となるべき額	(4)	(4)	(4)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額			(2)			

とあるのは、

「

均等割額						
所得割額						
計						
内	当該年度の収入となるべき額	(4)	(4)	(4)		
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額			(2)			
特定控分率	$\frac{(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)}{(7)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)}$					
備考						

とあるのは、

「

均等割額							
所得割額							
計							
内	当該年度の収入となるべき額	(4)	(4)	(4)			
	翌年度の収入となるべき額						
前年度の課税額のうち本年度に調定した額					(4)		

とし、

備	考
---	---

とあるのは

均等割額							
所得割額							
計							
内	当該年度の収入となるべき額	(4)	(4)	(4)			
	翌年度の収入となるべき額						
前年度の課税額のうち本年度に調定した額					(4)		
特定控分率		$\frac{(7)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)}{(7)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)}$					
備		考					

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例
 例附則第42項に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の
 税額を、それぞれ記載してください。

とする。

備考

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税染
 例附則第42項に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の
 税額を、それぞれ記載してください。

とす。

29～30 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第37条関係)

1～36 (略)	(略)	
36の2 第15条第1項 の申出書	(略)	
36の3 第15条第3項 の通知書	(略)	
36の4 第15条第4項 の通知書	(略)	
36の5 第15条第6項 の通知書	(略)	
36の6 第16条の届出 書	(略)	
37 削除	削除	
38～40 (略)	(略)	
41 削除	削除	
(削除)	(削除)	
42 第17条の報告 書	利子割、配当割及び株式等譲 渡所得割に係る交付金の額の 算定に関する報告書	第58号様式
43 (略)	(略)	
(削除)	(削除)	

29～30 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第34条関係)

1～36 (略)	(略)	
36の2 第14条の2第1項 の申出書	(略)	
36の3 第14条の2第3項 の通知書	(略)	
36の4 第14条の2第4項 の通知書	(略)	
36の5 第14条の2第6項 の通知書	(略)	
36の6 第14条の3の届出 書	(略)	
37 第15条の払込書	払込書	第53号様式
38～40 (略)	(略)	
41 第16条の報告書	個人県民税徴収状況報告書	第57号様式
42 第17条の報告書	個人県民税清算状況報告書 (現年課税分用)	第58号様式
	個人県民税清算状況報告書 (滞納繰越分用)	第58号様式の2
42の2 第17条の2の報告 書	利子割、配当割及び株式等譲 渡所得割に係る交付金の額の 算定に関する報告書	第58号様式の3
43 (略)	(略)	
44 法第48条第3項(同条 第8項において準用す る)	個人の県民税及び市町村民税 徴収引継書	第60号様式

(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引継書(登記(登録)嘱 託用))	第60号様式の2
(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引受書)	第60号様式の3
(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引継書(返還用))	第60号様式の4
(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 払込通知書)	第60号様式の5
(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 徴収状況通知書)	第60号様式の6
(削除)	(削除)	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引受通知書)	第61号様式
44	(略)	法人税並びに法人事業税及び 特別法人事業税の申告書提出 期限延長処分の通知書	第61号様式の2
45	(略)	法人税の確定申告書提出期限 延長処分の通知書	第61号様式の3
45	(略)	地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認申請書(特 例適用廃止届出書)	第61号様式の4
45の2	(略)	地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認通知書	第61号様式の5
		地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認申請書の却下 通知書	第61号様式の6
る場合を含む。)の規定 による徴収の引継ぎ	44の2 法第48条第6項 (同条第8項において 準用する場合を含む。) の規定による払込み	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引継書(登記(登録)嘱 託用))	第60号様式の2
	44の3 法第48条第7項 (同条第8項において 準用する場合を含む。) の規定による通知	個人(の県民税及び市町村民税 徴収状況通知書)	第60号様式の6
	45 政令第8条の4第2 項の規定による通知	個人(の県民税及び市町村民税 徴収引受通知書)	第61号様式
	45の2 (略)	法人税並びに法人事業税及び 特別法人事業税の申告書提出 期限延長処分の通知書	第61号様式の2
	45の3 (略)	法人税の確定申告書提出期限 延長処分の通知書	第61号様式の3
	45の4 (略)	地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認申請書(特 例適用廃止届出書)	第61号様式の4
	45の4 (略)	地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認通知書	第61号様式の5
		地方税関係係手続用電子情報処 理組織による申告が困難であ る場合の特例承認申請書の却下 通知書	第61号様式の6

45の3 (略)	地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認取消通知書	第61号様式の5
46 法第55条第4項、第72条の42、第72条の46第7項及び第72条の47第5項の規定による通知	(略)	46 法第55条第4項、第72条の42、第72条の46第6項及び第72条の47第5項の規定による通知
46の2～48 (略)	(略)	46の2～48 (略)
48の2 法第71条の11第4項、第71条の14第7項及び第71条の15第5項の規定による通知	(略)	48の2 法第71条の11第4項、第71条の14第6項及び第71条の15第5項の規定による通知
48の3 (略)	(略)	48の3 (略)
48の4 法第71条の32第4項、第71条の35第8項及び第71条の36第5項の規定による通知	(略)	48の4 法第71条の32第4項、第71条の35第7項及び第71条の36第5項の規定による通知
48の5 法第71条の52第4項、第71条の55第8項及び第71条の56第5項の規定による通知	(略)	48の5 法第71条の52第4項、第71条の55第7項及び第71条の56第5項の規定による通知
49～63の2 (略)	(略)	49～63の2 (略)
63の3 法第74条の20第4項、第74条の23第7項及び第74条の24第5項の規定による通知	(略)	63の3 法第74条の20第4項、第74条の23第6項及び第74条の24第5項の規定による通知
63の4～69 (略)	(略)	63の4～69 (略)
70 法第87条第4項、第90条第7項及び第91条第5項の規定による通知	(略)	70 法第87条第4項、第90条第6項及び第91条第5項の規定による通知
71～92 (略)	(略)	71～92 (略)

45の5 (略)

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認取消通知書

第61号様式の7

93 法第144条の44第4項、第144条の47第7項及び第144条の48第5項の規定による通知	(略)	93 法第144条の44第4項、第144条の47第6項及び第144条の48第5項の規定による通知	(略)
94～105 (略)	(略)	94～105 (略)	(略)
106 法第168条第4項、第171条第7項及び第172条第5項の規定による通知	(略)	106 法第168条第4項、第171条第6項及び第172条第5項の規定による通知	(略)
107～115 (略)	(略)	107～115 (略)	(略)
116 第34条の払込書	払込書	116 削除	削除
117 第35条の報告書	個人県民税及び森林環境税徴収状況報告書	117 削除	削除
118 第36条の報告書	個人県民税及び森林環境税清算状況報告書(現年課税分用)	(追加)	(追加)
	個人県民税及び森林環境税清算状況報告書(滞納繰越分用)	(追加)	(追加)
119 法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の引継ぎ	個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書	(追加)	(追加)
	個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書(登録) 嘱託用)	(追加)	(追加)
	個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書	(追加)	(追加)
	個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書(返還用)	(追加)	(追加)
120 法第739条の5第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による払込み	個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税払込通知書	(追加)	(追加)

<p>121 法第739条の5第7項 (同条第8項において準 用する場合を含む。)の 規定による通知</p>	<p>個人の県民税、個人の市町村 民税及び森林環境税徴収状況 通知書 第145号様式の9</p>		(追加)
<p>122 政令第57条の4の3 第2項の規定による通知</p>	<p>個人の県民税、個人の市町村 民税及び森林環境税徴収引受 通知書 第145号様式の10</p>		(追加)
<p>123~126 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>118~121 (略)</p>	(略)

第3編 財務 (神奈川県税条例施行規則)

第53号様式(別表第4関係)(用紙 縦15.2センチ×横28.2センチ×メートル)

<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人
都道府県コード 140007 領収証番号 都道府県コード 140007	都道府県コード 140007 領収証番号 都道府県コード 140007	都道府県コード 140007 領収証番号 都道府県コード 140007	都道府県コード 140007 領収証番号 都道府県コード 140007
支払人 課税年度 区分 収入 税目 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	支払人 課税年度 区分 収入 税目 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	支払人 課税年度 区分 収入 税目 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	支払人 課税年度 区分 収入 税目 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社
個人 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	個人 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	個人 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社	個人 税額 延滞金 滞り申告加算金 不申告加算金 重加算金 社
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
支払の目的 上記の金額を領収しました。	支払の目的 上記の金額を領収しました。	支払の目的 上記の金額を領収しました。	支払の目的 上記の金額を領収しました。
支払場所 神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定代理金機関	支払場所 神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定代理金機関	支払場所 神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定代理金機関	支払場所 神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定代理金機関
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印

全部改正 [平成16年規則70号]、一部改正 [平成17年規則31号・19年100号・20年45号]

◎ [神奈川県二二七八]

三六六六

第54号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税課税状況報告書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり 年度分の個人の県民税の課税状況について報告します。

県民税の納税義務者数	区分		均等割のみ の者	所得割のみ の者	均等割及び 所得割の者	計	
	分離課税以外の もの	普通徴収	人	人	人	人	
		特別 徴収	給与				
			年金				
分離課税							
計							
区分		分離課税以外のもの			分離課税	計	
		普通徴収	特別徴収				
			給与	年金			
市町村 民 税	均等割額		円	円	円	円	
	所得割額					円	
	計						
	内 訳	当該年度の収入 となるべき額	(ア)	(イ)	(ウ)		
		翌年度の収入と なるべき額					
	前年度の課税額のうち 本年度に調定した額			(エ)			
県 民 税	均等割額						
	所得割額						
	計						
	内 訳	当該年度の収入 となるべき額	(オ)	(カ)	(キ)		
		翌年度の収入と なるべき額					
	前年度の課税額のうち 本年度に調定した額			(ク)			
特定控分率		$\frac{(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$					
備考							

◎「神奈川県二〇六一」

(別添紙)

三六六七

県 民 税	均 等 割 額					
	所 得 割 額					
	計					
	内 訳	当該年度の収入 となるべき額	(オ)	(カ)	(キ)	
	翌年度の収入と なるべき額					
	前年度の課税額のうち 本年度に調定した額		(ク)			
森 林 環 境 税	税 額					
	内 訳	当該年度の収入 となるべき額	(ケ)	(コ)	(サ)	
		翌年度の収入と なるべき額				
		前年度の課税額のうち 本年度に調定した額		(シ)		
あ ん 特 定 按 分 率	$\frac{(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)}$					
	$\frac{(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$					
	$\frac{(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)}$					
	$\frac{(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)}$					

第57号様式(別表第4関係)(用紙—日本産業規格A4縦長型)

個人県民税徴収状況報告書

第 号
年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり個人の県民税の徴収状況について報告します。

年度	月分	払い込むべき額	円	法 分 率	円
払い込むべき額の内訳		市町村に納付(納入)のあつた市町村民税と県民税の徴収金の合計額		県民税としての徴収金	
現 年 課 税 分	税 額		円		円
	延 滞 金				
	過少申告加算金				
	不申告加算金				
	重 加 算 金				
	計				
滞 納 繰 越 分	税 額				
	延 滞 金				
	過少申告加算金				
	不申告加算金				
	重 加 算 金				
	計				
区 分	市町村民税と県民税の不納欠損額の合計額	県民税の不納欠損額			
不納欠損額		円		円	
備 考	(県が徴収した徴収金の合計額 円(このうち地方税法第48条第2項の規定によるもの(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定によるものを含む。) 円)を含む。)				

備考 市町村に納付(納入)のあつた市町村民税と県民税の徴収金の合計額の欄には、地方税法第48条第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。また、その旨を備考の欄に記入してください。

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第58号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税清算状況報告書 (現年課税分用)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり 年度分の個人の県民税 (現年課税分) の清算状況について報告します。

区 分	市 町 村 民 税	県 民 税	計			
当該年度の課税額	() 円	() 円	() 円			
内 訳	当該年度の収入となるべき額					
	翌年度の収入となるべき額					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額						
おん 按 分 率	3月31日現在の按分率 (ア)					
	5月及び6月の払込みに用いた按分率					
	7月から3月までの払込みに用いた按分率					
区 分	税 額	延滞金	過少申告 加 算 金	不申告 加 算 金	重加算金	計
4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあった市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額 (イ)	円	円	円	円	円	円
上記合計額に3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (イ) × (ア) (ウ)						
5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (エ)	()	()	()	()	()	()

◎「神奈川県二〇六一」

三六七〇

4月中に払い込むべき額 (ア)						
県に払い込むべき額の合計額 (エ)+(オ) (カ)						
過不足額 (ウ)-(カ) (キ)						
4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算 払込額 (オ)+(キ)						
備考	(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)					

- 備考 1 当該年度の課税額の欄の()内には、分離課税に係る所得割の額を内書きで記入してください。
- 2 4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額の欄には、地方税法第48条第2項の規定により県が徴収した徴収金(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定により県が徴収した徴収金を含む。)を含めた合計額を記入してください。
- 3 4月中に払い込むべき額の欄には、3月中に市町村に納付又は納入のあつた市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額に(ア)の按分率を乗じて得た額を記入してください。
- 4 5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額の欄の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入してください。

全部改正〔平成6年規則90号〕、一部改正〔平成11年規則35号・13年79号・15年124号・17年118号・19年65号・91号・28年72号・令和元年15号〕

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第58号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税清算状況報告書 (滞納繰越分用)

年 月 日

神奈川県 県税事務局長殿

市 町 村 長

次のとおり 年度分の個人の県民税 (滞納繰越分) の清算状況について報告します。

区 分	市 町 村 民 税	県 民 税	計			
年度当初の収入未済額	円	円	円			
按 分 率	当該年度の3月31日現在の按分率(ア)					
	5月及び6月の払込みに用いた按分率					
	7月から3月までの払込みに用いた按分率					
区 分	税 額	延 滞 金	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計
4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額 (イ)	円	円	円	円	円	円
上記合計額に当該年度の3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (イ)×(ア) (ウ)						
5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (エ)	()	()	()	()	()	()
4月中に払い込むべき額 (オ)						
県に払い込むべき額の合計額 (エ)+(オ) (カ)						
過 不 足 額 (ウ)-(カ) (キ)						
4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算払込額 (オ)+(キ)						
備 考	(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)					

- 備考 1 4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額の欄には、地方税法第48条第1項の規定により県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。
- 2 4月中に払い込むべき額の欄には、3月中に市町村に納付又は納入のあつた市町村民税と県民税に係る徴収金の合計額に(ア)の按分率を乗じて得た額を記入してください。
- 3 5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額の欄の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入してください。

全部改正 [平成24年規則59号]、一部改正 [平成28年規則72号・令和元年15号]

◎「神奈川県二〇二二」

三六七の二

第58号様式

第58号様式の3 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 年 月 日 号

神奈川県知事殿

市長

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に関する報告書

地方税法第71条の26、第71条の47及び第71条の67の規定による利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る交付金の額の算定に必要な事項について、次のとおり報告します。

年度に地方税法第42条第3項の規定により県に払い込んだ額	円
平成29年以降の所得に係る県民税に係る払込額	円
均等割額(A)	円
所得割額(B)	円
地方税法第60条の2の規定により課した所得割額(C)	円
指定都市に係る所得割額(D) = (B) - (C)	円
平成28年以前の所得に係る県民税に係る払込額(E)	円
地方税法施行令第9条の15第1項第1号、第9条の19第1項第1号及び第9条の23第1項第1号の額(F) = (A) + (C) + (E)	円
地方税法施行令第9条の15第1項第2号、第9条の19第1項第2号及び第9条の23第1項第2号の額(G) = (D) × (4.025% / 2.025%)	円
本市が算定した基準道府県民税額(F) + (G)	円

第739条の9第2項

備考 1 地方税法第42条第3項の規定により県に払い込んだ額は、地方自治法第233条第1項の規定により調製された県の決算に係る個人の県民税の額のうち、当該市から地方税法第42条第3項の規定により県に払い込まれた個人の県民税の額に相当する部分の額であるため、次のとおり市決算ベースと県決算ベースの歳入年度が異なる場合があることに留意してください。

市に納付又は納入があった月	歳入年度
N年度3月(滞納繰越分)	市決算ベース N年度3月收入(滞納繰越分) 県決算ベース N+1年度4月收入(滞納繰越分)
N年度翌5月(現年課税分)	市決算ベース N年度翌5月收入(現年課税分) 県決算ベース N+1年度6月收入(滞納繰越分)

2 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を四捨五入してください。

追加【令和元年規則33号】、一部改正【令和3年規則80号】

◎〔神奈川県二二七八〕

三六七一の三(三六七二)

第60号様式 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収引継書	
年 月 日 第 号 日	
神奈川県 県税事務所長殿 <div style="text-align: right;">市 町 村 長</div>	
地方税法第48条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き継ぎます。	
地方税法第48条第1項 (同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、協議により続行することができるものとする。
地方税法第48条第1項又は第2項 (これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎをする徴収金	件 円 (別添付表のとおり)
備	
考	

備考 備考の欄には、徴収の引継ぎに関し、県と市町村とが協議して決定した事項を記入してください。

◎ [神奈川県 三〇二二]

三六七五

付表 (用紙 日本産業規格 A 4 横長型)

整理 番号	納税義務者 (特別徴収義務者)		年度	期 別	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	重 加 算 金	納 滞 分	徴 収 金 計	備 考
	住 (居) 所 第 一 (法人の名称)	氏 名 (法人の名称)										
	個人番号 (法人番号)											
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	(右詰めで記入してください)							過少 不				
	計							過少 不				

備考 備考の欄には、徴収猶予、換価猶予等の処分の状況並びに個人の県民税及び市町村民税以外の税の滞納の状況を記入してください。

全部改正 [平成15年規則124号]、一部改正 [平成17年規則118号・27年126号・28年72号・令和元年15号・4年24号]

<削除>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第60号様式の2 (登記(登録)嘱託用)(別表第4関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収引継書 (登記(登録)嘱託用)	
年 月 日 第 号	
神奈川県 県税事務所長殿	
市 町 村 長	
地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き継ぎます。	
地方税法第48条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、協議により続行することができるものとする。
地方税法第48条第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引き継ぎをする徴収金	納税者等
	住(居)所等
	氏 名 (法人の名称)
	徴収金の明細
	年度から 年度まで 件 円
備考	

◎【神奈川県11011】

三六七七

追加【平成15年規則124号】、一部改正【平成17年規則118号・28年72号・令和元年15号・4年24号】

<削除>

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第60号様式の3 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収引受書	
年 月 日 第 号	
市町村長殿	
神奈川県 県税事務所長	
地方税法第48条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、 年 月 日付け 第 号により引継ぎのあつた個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き受けます。	
地方税法第48条第1項 (同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、協議により続行することができるものとする。
地方税法第48条第1項又は第2項 (これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎのあつた徴収金	性 円
備	
考	

備考 備考の欄には、徴収の引継ぎに関し、県と市町村とが協議して決定した事項を記入すること。

追加 [平成15年規則124号]、一部改正 [平成17年規則118号・28年72号・令和元年15号・4年24号]

◎ [神奈川県21011] 三六七七の二 (三六七七の四)

第60号様式の4 (返還用) (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴取引継書 (返還用)	
年 第 号 月 月 日	
市町村民長殿	
神奈川県 県税事務所長	
地方税法第48条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、徴収の引継ぎを受けた個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおり返還し、その徴収を引き継ぎます。	
地方税法第48条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎをする徴収金	件 円 (別添付表のとおり)
備	
考	

◎ [神奈川県 二二〇二]

三六七七の五

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

付表 (用紙 日本産業規格A4横長型)

整理番号	納税義務者 (特別徴収義務者)		年度	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金	重加算金	滞処分費	徴収金社	期	整理状況
	住所 (居) 所 第 氏 (法人の名称)	個人番号 (法人番号)												
	(右詰めで記入すること。)				・	巴	巴	過少 不	巴		巴	巴	巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	(右詰めで記入すること。)				・			過少 不					巴	
	計													

追加 [平成15年規則124号]、一部改正 [平成17年規則118号・27年126号・28年72号・令和元年15号・4年24号]

第60号様式の5 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税払込通知書				
市町村長殿			年	第 月
			日	号
			神奈川県 県税事務所長	
<p>地方税法第48条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり徴収した徴収金を払い込みますので、通知します。</p>				
区 分	県が徴収した市町村民税と県民税の徴収金の合計額	県民税の按分率	県民税としての徴収金	市町村民税としての徴収金
	A	B	A×B=C	A-C
本 税	円		円	円
延 滞 金				
滞納処分費				
計				
払込方法			払込年月日	年 月 日
備 考	<p>① 地方税法第48条第1項の規定によるもの ② 地方税法第48条第2項の規定によるもの(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定によるものを含む。)</p>			

◎ [神奈川県21011]

三六七七の七

備考 備考の欄の()内は、該当する番号を○で囲むこと。

追加 [平成15年規則124号]、一部改正 [平成17年規則118号・28年72号・令和元年15号・4年24号]

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第60号様式の6 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収状況通知書					
					第 号 年 月 日
市町村長殿		神奈川県 県税事務所長			
地方税法第48条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおり、徴収及び滞納処分の状況を知照します。					
					年 月末日現在
区 分		引継ぎを受けた 徴収金(確定した延滞金)	返還したもの	徴収したもの	差 引 き
		A	B	C	A-(B+C)
本 税	金額	円	円	円	円
	件数	件	件	件	件
税 外 徴 収 金	金額	(円)	(円)	(円)	(円)
	件数	(件)	(件)	(件)	(件)
納税者等の 数		人	人	人	人
備 考					

備考 税外徴収金の欄の()内には、徴収の引継ぎを受けた後に確定した延滞金の状況を外書きで記入すること。

◎〔神奈川県二〇一〕

三六七七の八

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第60号様式 (別表第4-関係) (用紙—日本産業規格A-4縦長型)

法人税並びに法人事業税及び特別法人事業税の申告書
提出期限延長処分等の通知書

第 号
年 月 日

都道府県知事 殿

神奈川県 県税事務所長

地方税法第53条第61項の規定により法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があつた旨の届出があり、並びに同法第72条の25第3項若しくは第5項(同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は地方税法施行令第24条の4第1項(同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長等の処分をした(届出があつた)ので、通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地			
法人の名称			
法人番号			
貴都道府県内の事務所又は事業所	所在地		
	名称		
届出等の	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日までの事業年度 分から	
	法人の道府県民税関係	法人税の確定申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分があつた。(月間) 2 延長の月数の指定があつた。(月間) 3 その指定に係る月数が変更された。(月間) 4 その延長の処分が取り消された。 5 その延長の月数の指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 月間の延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなつた。	
		通算親法人の名称	
		通算親法人の本店所在地	

◎ [神奈川県二二〇一]

三六七七の二

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

内 容	法 人 事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税 関 係	法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分をした。(月間) 2 延長の月数の指定をした。(月間) 3 その指定に係る月数を変更した。(月間) 4 その延長の処分を取り消した。 5 その延長の月数の指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。
--------	---	---

追加 [昭和50年規則51号]、一部改正 [昭和63年規則19号・平成元年40号・6年90号・13年79号・81号・15年83号・20年45号・97号・21年39号・23年38号・77号・27年126号・30年13号・49号・令和元年15号・41号・4年24号・39号]

◎ [「神奈川県二二〇二」]

三六七八

第61号様式(略) 第61号様式の3 (別表第4関係)(用紙—日本産業規格A-4縦長型)

法人税の確定申告書提出期限延長処分等の通知書

第 号
年 月 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

地方税法第53条第61項(第62項)の規定により法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があつた旨の届出(通知)があつたので、通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地		
法人の名称		
法人番号		
貴市町村内の事務所又は事業所	所在地	
	名称	
適用事業年度	年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分	
届出等の内容	法人税の確定申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分があつた。(月間) 2 延長の月数の指定があつた。(月間) 3 その指定に係る月数が変更された。(月間) 4 その延長の処分が取り消された。 5 その延長の月数の指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 月間の延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなつた。	
	通算親法人の名称	
	通算親法人の本店所在地	

◎〔神奈川県二二〇一〕

三六七九

追加〔昭和50年規則51号〕、一部改正〔昭和63年規則19号・平成元年40号・6年90号・13年79号・81号・15年83号・20年45号・21年39号・23年38号・77号・27年126号・30年13号・49号・令和元年15号・4年24号・39号〕

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第61号様式の2 ②(略)
 第61号様式の4 (別表第4関係)(用紙—日本産業規格A-4縦長型)

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認申請書(特例適用廃止届出書)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長 殿 代表者氏名		※管理番号	
		〒 事務所又は事業所の所在地 電話() — (ふりがな) 法人名 法人番号 (ふりがな)	
電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難となつたので、 <input type="checkbox"/> 地方税法第53条第65項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32第1項			
の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて承認を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となつた理由		
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
内容	電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第76項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第8項			
の規定により、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の適用を受けることをやめるので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日	年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他参考となるべき事項			
関与税理士	署名		
	事務所所在地	電話() —	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

追加 [令和2年規則42号]、一部改正 [令和3年規則80号・4年39号]

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第61号様式の3

⑤(略)

第61号様式の5 (別表第4関係) (用紙—日本産業規格A-4縦長型)

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 団

年 月 日付けでなされた地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認申請については、地方税法第53条第69項前段及び第72条の32の2第1項前段の規定による特例の適用を受ける期間として年 月 日から年 月 日までを承認しましたので、通知します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(理由)

備考 審査請求及び取消訴訟の教示並びに理由は、期間の指定の内容が申請の内容と異なる場合に記載すること。

追加 [令和2年規則42号]、一部改正 [令和4年規則39号]

◎「神奈川県二二〇二」

三六七九の三

第3編 財務 (神奈川県県税条例施行規則)

第61号様式の4 ④(略)

第61号様式の6 (別表第4関係)(用紙—日本産業規格A4縦長型)

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認申請の却下通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 図

年 月 日付けでなされた地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認申請については、相当でないと認められるので、地方税法第53条第71項及び第72条の32の2第3項の規定により、却下します。

なお、この通知書に記載されている処分が不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(理由)

追加 [令和2年規則42号]、一部改正 [令和4年規則39号]

◎ [神奈川県三〇二]

三六七九の四

第61号様式の5

⑤(略)

第61号様式の7 (別表第4関係)(用紙—日本産業規格A-4縦長型)

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認められるので、地方税法第53条第74項及び第72条の32の2第6項の規定により、特例の適用を受ける期間のうち 年 月 日以後の期間について承認を取り消します。

なお、この通知書に記載されている処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(理由)

◎ 〔神奈川県二二〇二〕

追加〔令和2年規則42号〕、一部改正〔令和4年規則39号〕

三六七九の五

個人 税 票 領収通知書

都道府県コード 140007 領収通知書

払込人				個人県民税・森林環境税			
課税年度	区分	収入年度	税目コード	税目	税額	払込月	払込分
				個人県民税・森林環境税	百:十:億:千:百:十:五:千:百:十:円		月払込分
延滞金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重加算金							
計							
払込みの目的				年 月 日までに払い込むべき個人の県民税及び森林環境税の徴収金に係る分			
上記の金額を領収したもので、通知します。 神奈川県 県税事務所 出納員殿							
				領収日付印			

個人 税 票 払込書 (原符)

都道府県コード 140007 払込書 (原符)

払込人				個人県民税・森林環境税			
課税年度	区分	収入年度	税目コード	税目	税額	払込月	払込分
				個人県民税・森林環境税	百:十:億:千:百:十:五:千:百:十:円		月払込分
延滞金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重加算金							
計							
払込みの目的				年 月 日までに払い込むべき個人の県民税及び森林環境税の徴収金に係る分			
収納通知書 神奈川県 県税事務所							
				領収日付印			

個人 税 票 領収証書

都道府県コード 140007 領収証書

払込人				個人県民税・森林環境税			
課税年度	区分	収入年度	税目コード	税目	税額	払込月	払込分
				個人県民税・森林環境税	百:十:億:千:百:十:五:千:百:十:円		月払込分
延滞金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重加算金							
計							
払込みの目的				年 月 日までに払い込むべき個人の県民税及び森林環境税の徴収金に係る分			
上記の金額を領収しました。							
				領収日付印			
神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定代理金融機関							

＜新規＞

第145号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人県民税及び森林環境税徴収状況報告書

第 号

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり個人の県民税及び森林環境税の徴収状況について報告します。

年度	月分	払い込むべき額	円	あん 按分率	県 民 税 森 林 環 境 税	
払い込むべき額の内訳		市町村に納付（納入）のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収金の合計額		県民税としての徴収金	森林環境税としての徴収金	
現 年 課 税 分	税 額		円		円	円
	延 滞 金					
	過少申告加算金					
	不申告加算金					
	重 加 算 金					
	計					
	控除等をする過誤納金等の額					
滞 納 繰 越 分	税 額					
	延 滞 金					
	過少申告加算金					
	不申告加算金					
	重 加 算 金					
	計					
区 分	市町村民税、県民税及び森林環境税の不納欠損額の合計額			県民税の不納欠損額	森林環境税の不納欠損額	
不 納 欠 損 額			円		円	円
備 考	(県が徴収した徴収金の合計額 円 (このうち現年課税分 円) を含む。)					

- 備考 1 按分率の欄には地方税法施行令第57条の4の2の規定により算定した按分率を記入してください。
- 2 市町村に納付（納入）のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収金の合計額の欄には、県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。また、その旨を備考の欄に記入してください。

＜新規＞

第145号様式の2（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人県民税及び森林環境税清算状況報告書（現年課税分用）

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり 年度分の個人の県民税及び森林環境税（現年課税分）の清算状況について報告します。

区 分		市町村民税	県 民 税	森林環境税	計		
当該年度の課税額		()円	()円	円	()円		
内 訳	当該年度の収入となるべき額						
	翌年度の収入となるべき額						
前年度の課税額のうち本年度に調定した額							
あん 按 分 率		区 分		県 民 税	森林環境税		
		3月31日現在の按分率		(7)	(1)		
		5月及び6月の払込みに用いた按分率					
		7月から3月までの払込みに用いた按分率					
区 分		税 額	延滞金	過少申告 加算金	不申告 加算金	重加算金	計
4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額 (6)		円	円	円	円	円	円
4月から3月31日までに市町村が還付等をした市町村民税、県民税及び森林環境税に係る過誤納金等の合計額 (1)							
県 民 税	合計額(6)に3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (6) × (7) (4)						
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (5)	()	()	()	()	()	()
	4月中に県に払い込むべき額 (5)						
	県に払い込むべき額の合計額 (4) + (5) (7)						

	過不足額 (イ)-(ウ) (ウ)						
	4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算払込額 (キ)+(ウ) (コ)						
森 林 環 境 税	合計額(ウ)に3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (ウ)×(イ) (サ)						
	合計額(エ)に3月31日現在の按分率を乗じて得た控除等をする過誤納金等の額 (エ)×(イ) (シ)						
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額(過誤納金等の控除等をする前の額)の合計額 (ス)	()	()	()	()	()	()
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額から控除等をした過誤納金等の合計額 (セ)						
	4月中に県に払い込むべき額(過誤納金等の控除等をする前の額) (リ)						
	4月中に県に払い込むべき額から控除等をする過誤納金等の額 (ロ)						
	県に払い込むべき額の合計額 (ス)+(セ)+(リ)+(ロ) (フ)						
	過不足額 (サ)+(シ)-(フ) (ツ)						
	4月分として県に払い込むべき森林環境税に係る清算払込額 (リ)+(ロ)+(ツ) (テ)						
4月分として県に払い込むべき県民税及び森林環境税に係る清算払込額 (コ)+(テ)							
備考	(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)						

- 備考 1 当該年度の課税額の欄の()内には、分離課税に係る所得割の額を内書きで記入してください。
- 2 (ウ)には、県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。
- 3 (カ)及び(ス)の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入してください。

4 (キ)及び(ツ)には、3月中に市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額に、(キ)にあつては(ア)の按分率を、(ツ)にあつては(イ)の按分率を乗じて得た額を記入してください。

＜新規＞

第145号様式の3（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人県民税及び森林環境税清算状況報告書（滞納繰越分用）

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり 年度分の個人の県民税及び森林環境税（滞納繰越分）の清算状況について報告します。

区 分	市町村民税	県 民 税	森林環境税	計		
年度当初の収入未済額	円	円	円	円		
あん 按 分 率	区 分	県 民 税	森林環境税			
	当該年度の3月31日現在の按分率	(7)	(1)			
	5月及び6月の払込みに用いた按分率					
	7月から3月までの払込みに用いた按分率					
区 分	税 額	延 滞 金	過 少 申 告 加 算 金	不申告 加算金	重 加 算 金	計
4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額 (ウ)	円	円	円	円	円	円
県 民 税	上記合計額(ウ)に当該年度の3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (ウ) × (7) (イ)					
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (ハ)	()	()	()	()	()
	4月中に県に払い込むべき額 (カ)					
	県に払い込むべき額の合計額 (ハ) + (カ) (キ)					
	過不足額 (イ) - (キ) (ク)					
	4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算払込額 (カ) + (ク) (ケ)					
	上記合計額(ウ)に当該年度の3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (ウ) × (1) (コ)					

森 林 環 境 税	5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (サ)	()	()	()	()	()	()
	4月中に県に払い込むべき額 (シ)						
	県に払い込むべき額の合計額 (サ) + (シ) (ズ)						
	過不足額 (コ) - (ズ) (セ)						
	4月分として県に払い込むべき森林環境税に係る清算払込額 (シ) + (セ) (ヅ)						
4月分として県に払い込むべき県民税及び森林環境税に係る清算払込額 (ケ) + (ヅ)							
備 考	(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)						

- 備考 1 (ウ)には、県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。
- 2 (オ)及び(サ)の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入してください。
- 3 (カ)及び(シ)には、3月中に市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額に、(カ)にあつては(ア)の按分率を、(シ)にあつては(イ)の按分率を乗じて得た額を記入してください。

<新規>

第145号様式の4 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書	
第 年 月 日	
神奈川県 県税事務所長殿	市 町 村 長
地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き継ぎます。	
地方税法第739条の5第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、協議により続行することができるものとする。
地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎをする徴収金	件 円 (別添付表のとおり)
備考	

備考 備考の欄には、徴収の引継ぎに関し、県と市町村とが協議して決定した事項を記入してください。

付表（用紙 日本産業規格A 4 横長型）

整理番号	納税義務者（特別徴収義務者）		年度	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	重加算金	滞納処分費	徴収金計	備考
	住（居）所等 氏名 （法人の名称）	個人番号（法人番号）										
					・ ・	円	円	過少 不	円	円	円	
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	(右詰めで記入してください。)				・ ・			過少 不				
	計											

備考 備考の欄には、徴収猶予、換価猶予等の処分の状況並びに個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税以外の税の滞納の状況を記入し

てください。

<新規>

第145号様式の5（登記（登録）嘱託用）（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書（登記（登録）嘱託用）			
		第	号
		年	日
神奈川県		県税事務所長殿	
		市町村長	
地方税法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き継ぎます。			
地方税法第739条の5第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、協議により続行することができるものとする。		
地方税法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により引継ぎをする徴収金	納税者等	住（居）所等	
		氏 名 (法人の名称)	
	徴収金の明細	年度から	年度まで
備考			

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引受書	
第 年 月 日 号	
市町村長殿	
神奈川県 県税事務所長	
地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、 <u>年 月 日</u> 付け 第 <u>第</u> 号により引継ぎのあつた個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、次のとおりその徴収を引き受けます。	
地方税法第739条の5第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間	<u>年 月 日</u> から <u>年 月 日</u> まで ただし、協議により続行することができるものとする。
地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎのあつた徴収金	件 円
備考	

備考 備考の欄には、徴収の引継ぎに関し、県と市町村とが協議して決定した事項を記入すること。

<新規>

第145号様式の7 (返還用) (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引継書 (返還用)

第 年 月 日
号 日

市町村長殿

神奈川県 県税事務所長

地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、徴収の引継ぎを受けた個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、次のとおり返還し、その徴収を引き継ぎます。

地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により引継ぎをする徴収金

件 円
(別添付表のとおり)

備

考

<新規>

第145号様式の8 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税払込通知書						
						第 年 月 日
市町村長殿						
						神奈川県 県税事務所長
地方税法第739条の5第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり徴収した徴収金を払い込みますので、通知します。						
区分	県が徴収した市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収金の合計額 A	県民税の按分率 B	県民税としての徴収金 A×B=C	森林環境税の按分率 D	森林環境税としての徴収金 A×D=E	市町村民税としての徴収金 A-C-E
本税	円		円		円	円
延滞金						
滞納処分費						
計						
払込方法			払込年月日	年 月 日		
備考	1 地方税法第739条の5第1項の規定によるもの 2 地方税法第739条の5第2項の規定によるもの(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定によるものを含む。)					

備考 備考の欄の〔 〕内は、該当する番号を○で囲むこと。

<新規>

第145号様式の9 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収状況通知書					
					第 年 月 日
市町村長殿					
神奈川県 県税事務所長					
地方税法第739条の5第7項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、次のとおり、徴収及び滞納処分の状況を通知します。					
					年 月末日現在
区分		引継ぎを受けた徴収金(確定した延滞金)	返還したもの	徴収したもの	差引き
		A	B	C	A-(B+C)
本 税	金額	円	円	円	円
	件数	件	件	件	件
税 外 徴 収 金	金額	()円	()円	()円	()円
	件数	()件	()件	()件	()件
納税者等の数		人	人	人	人
備 考					

備考 税外徴収金の欄の()内には、徴収の引継ぎを受けた後に確定した延滞金の状況を外書きで記入すること。

<新規>

第145号様式の10 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収引受通知書

第 号
年 月 日

納税者
(住(居)所等)
(氏名(法人の名称)) 様

神奈川県 県税事務所長

地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について、 年
 月 日に 市町村長からその徴収の引継ぎを受けましたので、通知します。

なお、今後は、県において徴収を行うこととなりますので、別添の納付書により指定期日までに納めてください。

滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	計
				・ ・ — —	円	円	円	円	円
				・ ・ — —					
				・ ・ — —					
				・ ・ — —					
				・ ・ — —					
	計								

指 定 期 日 年 月 日

備
考